平成２３年（フ）第２０１４号
大阪市浪速区恵美須西２丁目６番20号　寿マンション101号
債務者　小山　恵子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０４８号
大阪市東成区大今里４丁目17番18号
債務者　ヒヨシ工芸こと　佐野　國雄
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０６０号
大阪府茨木市東奈良３丁目15番18号
債務者　鍋倉　孝二
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０７０号
大阪市西区北堀江１丁目15―11　クリック北堀江501号室、住民票上の住所和歌山県橋本市隅田町河瀬35番地の46
債務者　**榊**井　亮人
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１８０号
大阪市港区田中３丁目１番130号　救護施設第２港晴寮、住民票上の住所大阪市城東区鴫野東２丁目22番４号　新大和荘
債務者　藤岡　忠彦
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２３５号
大阪市生野区巽北１丁目２番10号有楽荘210
債務者　金沢　啓晃
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４６７号
大阪府豊中市服部西町３丁目８番６号
債務者　杉浦加代子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６４１号
大阪府吹田市津雲台２丁目１番Ｃ20―105号
債務者　伊藤　豊明
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６７１号
大阪府寝屋川市大利町31番７号
債務者　広川こと　廣川　卓志
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７１３号
大阪府門真市常盤町24番３号
債務者　水野恵美子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７８６号
大阪市西区江戸堀３丁目７番21―801号
債務者　髙野　あい
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８２６号
大阪府豊中市長興寺北３丁目３番19号
債務者　奥井　麻衣
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９２５号
大阪府東大阪市箕輪２丁目１番７号　103号
債務者　長岡　　猛
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９４７号
大阪府茨木市玉島２丁目11番８号
債務者　髙平　幸恵
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９４９号
大阪市都島区中野町５丁目７番27号
債務者　松尾真由美
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９６５号
大阪市都島区大東町２丁目20番23―505号
債務者　北村　忠義
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９７１号
大阪市住之江区泉１丁目２番20号　マルワハイツ302
債務者　竹本　親雄
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０１９号
大阪府豊中市桜の町６丁目14番３号
債務者　山﨑由紀子（旧姓鶴本）
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部